

計画等の案の概要

名 称	外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校を設置する準学校法人寄附行為認可等審査基準の一部改正について		
公表するもの	外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校を設置する準学校法人寄附行為認可等審査基準の一部改正(案)		
県民意見の募集	<input checked="" type="checkbox"/> 有	有の場合は その募集期間	令和6年3月28日(木)～令和6年4月24日(水)
	<input type="checkbox"/> 無		
担当課等名	スポーツ・文化観光部 総合教育局 私学振興課 電話番号 054-221-3346		
総合計画における位置付け	6-1 「文・武・芸」三道鼎立の学びの場づくり (1) 「知性」・「感性」を磨く学びの充実		
審議会等の名称	静岡県私立学校審議会		
<p>1 趣旨</p> <p>私立各種学校の設置に係る認可の弾力化を図るため、「外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校を設置する準学校法人寄附行為認可等審査基準」の一部を改正する。</p>			
<p>2 骨子</p> <p>(1) 改正の理由</p> <p>各種学校の校地の借用等に係る基準は、「私立各種学校設置認可等審査基準」に定めがあることから、不要となる規定を削除する。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>「私立各種学校設置認可等審査基準」に定めのある内容等は、本基準から削除（第3条、第4条）</p> <p>(3) 施行時期</p> <p>令和6年4月下旬から5月上旬</p>			